

令和8年度

名取市水防計画書

指定水防管理団体

名取市

名取市水防計画書目次

第1章 総則	2
第1節 目的	2
第2節 用語の定義	2～5
第3節 水防事務の処理	5
第2章 水防組織	6
第1節 水防組織の組織系統及び任務分担	6
第2節 消防署・消防団の組織	7
第3章 重要水防区域及び水閘門の操作	8
第1節 重要水防区域一覧	8～10
第2節 ダム、堰、水閘門の操作	11～13
第4章 施設及び資器材の整備、輸送の確保	14
第1節 水防倉庫の備蓄現況	14
第2節 輸送の確保	15
第3節 水防倉庫位置図	15
第5章 通信連絡	16
第1節 水防に関する通報連絡系統図	16～17
第2節 通信連絡手段	18～24
第6章 水防警報と指定河川洪水予報及び水位周知河川	25
第1節 指定河川洪水予報	25
第2節 水位周知河川と洪水特定警戒（氾濫危険）水位到達情報	26
第3節 国土交通大臣が行う水防警報	26
第4節 宮城県知事が行う水防警報	26～27
第5節 水防警報の段階と範囲	27～28
第6節 水防警報発令及び受報機関とその措置	29
第7章 洪水浸水想定区域における迅速な避難の確保及び措置	30
第1節 洪水浸水想定区域の指定	30
第2節 洪水浸水想定区域における迅速な避難の確保及び措置	30～31
第8章 出動及び水防作業	32
第1節 水防管理団体の非常配備	32
第2節 水防活動従事者の安全確保	32
第3節 水防分担区域	32～34
第4節 水防巡視	35
第5節 水位の通報要領	35
第6節 水防信号	36
第7節 決壊等の通報	37
第8節 河川管理者による水防活動への協力	37～38
第9節 特定緊急水防活動	38
第10節 津波警報・注意報発表の際の水防態勢	38～39
第11節 避難場所等	40
第12節 水防解除	41
第9章 公用負担	41～42
第10章 報告	43
第1節 水防活動実施状況報告	43
第2節 水防活動実施報告	43
第11章 水防計画及び水防訓練	43
第1節 水防計画	43
第2節 水防訓練	43
第3節 津波避難訓練	43
報告様式 様式1・2	44～45
資料編	
1 名取市水防協議会条例	46～47
2 水防協議会委員名簿	48
3 重要水防箇所評定基準（東北地方整備局）	49～50
4 重要水防箇所評定基準（宮城県）	51～52
5 名取市河川位置図	53
6 河川管理一覧	54～55
7 土地改良区施設管理人名簿	55
8 市内の雨量観測所・水位観測所等	56～57
9 名取川重要水防区域図	58
10 土地改良区かんがい排水事業計画一般平面図	59
11 洪水・津波浸水名取市ハザードマップ	60～61

第1章 総則

第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事から指定された指定水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）たる名取市が、法第33条第1項の規定に基づき、名取市の地域に係る河川、湖沼及び海岸等の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。）津波又は高潮による水災に対処し、避難行動に関しては名取市地域防災計画（風水害等対策編）に基づき対応し、その被害を軽減することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 水 防 管 理 団 体…水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
- 2 指定水防管理団体…水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
- 3 水 防 管 理 者…水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
- 4 消 防 機 関…消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう（法第2条第4項）。
- 5 消 防 機 関 の 長…消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
- 6 水 防 団…法第6条に規定する水防団をいう。
- 7 量 水 標 管 理 者…量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
- 8 水 防 協 力 団 体…水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
- 9 洪 水 予 報 河 川…国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第3項及び第4項）。
- 10 高 潮 予 報 海 岸…国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して高潮の恐れ状況を水位を示

して高潮の予報等を行う。(法第11条の3、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項)

- 11 水 防 警 報・・・国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
- 12 水 位 周 知 河 川・・・国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省又は知事は、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
- 13 水 位 周 知 下 水 道・・・都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の2）
- 14 水 位 周 知 海 岸・・・都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の3）
- 15 水 位 到 達 情 報・・・水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
- 16 水 防 団 待 機 水 位・・・量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関（通報水位）が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 17 氾 濫 注 意 水 位・・・水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮に（警戒水位）による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
- 18 避 難 判 断 水 位・・・氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位をいう。
- 19 氾 濫 危 険 水 位・・・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

- 20 氾濫発生水位・・・洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位(堤防天端高(又は背後地盤高))をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。
- 21 内水氾濫危険水位・・・法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
- 22 高潮氾濫危険水位・・・法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
- 23 洪水特別警戒水位・・・法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 24 雨水出水特別警戒水位・・・法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 25 高潮特別警戒水位・・・法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- 26 重要水防箇所・・・堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- 27 洪水浸水想定区域・・・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。
(法第14条第1項及び第2項)ただし、県管理河川においては、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に想定される区域をいう。
- 28 内水浸水想定区域・・・水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう(法第14条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水浸水想定区域)。
- 29 高潮浸水想定区域・・・水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条の3)。
- 30 ホットライン・・・河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の水位見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。また、仙台管区气象台から、必要に応じ気象状況の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みをいう。

- 31 タイムライン…災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に注目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。
- 32 浸水被害軽減地区…洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その利用状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）

第3節 水防事務の処理

洪水等の際し、水災を警戒し、防ぎよし及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報の通知を受けた時から、洪水等による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防組織の組織系統及び任務分担

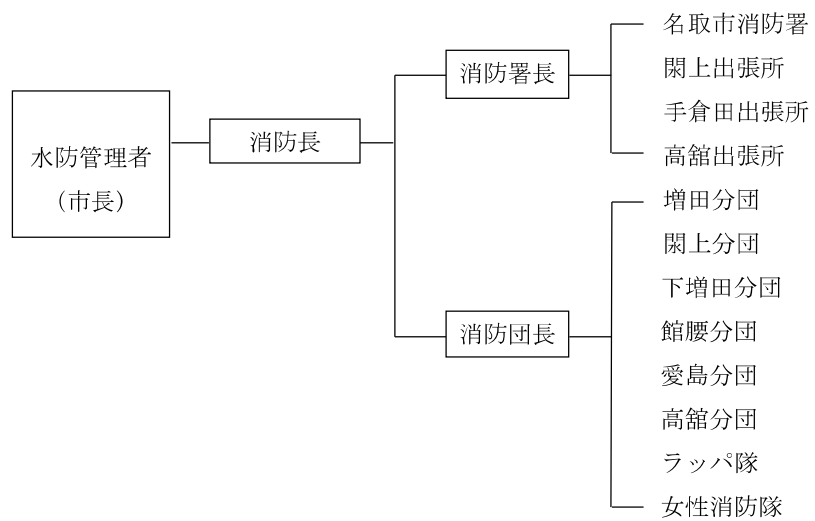
水防に関する実施機関及び任務分担とする。

水防管理者 (市長)	総務部	災対本部の開設及び閉鎖 災対本部の運営及び総合調整 水防関係の総合調整 各部との連絡調整 気象情報、被害通報等の受領及び伝達 河川に関する各種情報の受領及び伝達 被害情報の収集・管理及び伝達 他機関との連絡調整
	企画部	報道機関への対応 所管施設の保全及び利用者の保護
	建設部	水防資機材の調達及び運搬 所管施設の被害状況調査 排水施設の管理操作
	生活経済部	用排水施設の管理操作 所管施設の被害状況調査
	健康福祉部	所管施設の被害状況調査 所管施設の保全及び利用者の保護 要配慮者利用施設への対応
	教育部 (各公民館)	所管施設の被害情報調査 所管施設の保全及び利用者の保護 要配慮者利用施設への対応 水防分団本部
	避難所担当課	避難所開設・運営
	消防部	水防活動に関すること 活動隊員（団員）の労務安全管理及び公務災害に関すること 災害記録、状況の集約
		消防隊等の指令管制、無線の指令及び統制 気象情報、河川情報の収集伝達 報道機関への情報提供、非常招集及び発令 河川の巡視、警戒の実施、隊員及び資機材の準備、輸送 住民の避難誘導、救急・救助救出業務、 水防活動上必要な情報収集、被害状況の収集、広報活動
	消防団	河川等の巡視、警戒、水防作業の実施 避難誘導、水位の情報収集、救助救出業務 被害状況の情報収集

※1 記載されている上記の任務は特に水防に関する業務であり、それ以外に災害対応上必要な業務が生じる場合は名取市災害対策本部設置運営要綱第5条別表第2に掲げる業務を分掌する。

※2 災害対策本部設置前における災害対応については、名取市災害警戒配備要領の警戒配備体勢とする。

第2節 消防署・消防団の組織



第3章 重要水防区域及び水閘門の操作

第1節 重要水防区域一覧

重要水防箇所は、河川法を適用する河川・海岸等で特に水防上警戒又は防ぎよに重要性を有する箇所として国又は県が指定した箇所であり重要度A区間（水防上最も重要な区間）、重要度B区間（水防上重要な区間）及び要注意区間に分類される。

市内の河川法を適用する河川、海岸等で水防上警戒又は防ぎよに重要性を有する区域は次のとおりである。

- 1 国土交通大臣管理河川等の重要水防区域箇所

(1) 東北地方整備局仙台河川国道事務所 重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和8年度評定				対策水防 工法名	変更理由等	水防警戒 対象観測所	担当 分団	出張所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B					
名取川	0.8 + 150 3.4	閑上(上) 右岸	越水 15		2,442 2,442			警戒巡視 避難誘導		閑上第二 名取橋	閑上	名取川出張所
	2.6 + 55 3.0	閑上(上) 右岸	基礎地盤 漏水 16		340 0			釜段工 月の輪工		名取橋	閑上	
	2.8 + 40 2.8 + 151	閑上(上) 右岸	堤体漏水 17		111 0			月の輪工 木流し工		名取橋	閑上	
	10.8 11.4 + 180	熊野堂 右岸	基礎地盤 漏水 28		760 760			釜段工 月の輪工		名取橋	高舘	
	11.6 12.0	熊野堂 右岸	越水 29		500 500			警戒巡視 避難誘導		名取橋	高舘	

重要水防要注意区間調書

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和8年度評定			対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	担当分団	出張所
				工事施行箇所(箇所)	新堤防旧川跡(m)	陸間(箇所)					
名取川	2.4	閑上(上)右岸	破堤箇所要8		— —		シート張工 木流し工	S25.8 破堤延長不明	名取橋	閑上	名取川出張所
	2.8 + 3.0	閑上(上)右岸	破堤箇所要9		— —		釜段工 月の輪工		名取橋	閑上	
	2.8 + 90	閑上(上)右岸	破堤箇所要10		— —		シート張工 木流し工	S25.8 破堤延長不明	名取橋	閑上	
	7.8 + 8.0 + 130 + 140	上河原右岸	旧川跡要11		220 220		釜段工 月の輪工		名取橋	高館	
	10.2 + 10.6	熊野堂右岸	旧川跡要13		280 280		釜段工 月の輪工		名取橋	高館	

「特定の区間」調査

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
名取川	0.0k 12.0k	閑上右岸 高館熊野堂右岸	12.00km	特 1	名取橋・広瀬橋	仙台市・名取市	名取川出張所

注) 特定区間：国土保全上、国民経済上特に重要な水系として指定される一級水系の直轄管理区間の内、破堤氾濫した場合に甚大な被害(被災人口1万5千人)が予想される区間

2 宮城県知事管理河川等の重要水防区域箇所

(1) 仙台土木事務所管内

水系名	河川名	左右岸の別	現況	字	令和8年度評定					予想される危険	対策水防工法名	関連工事	担当分団	摘要	
					評価種別	堤防		工作物							要注意区間
						A (m)	B (m)	A	B						
阿武隈川	五間堀川	左・右	有堤	岩沼市押分 名取市堀内	堤防高	1,200				越水	積土のう工	広域基幹	岩沼市 館 腰		

第2節 ダム、堰、水閘門の操作

水防上重要な関係を有する水閘門、樋門等の管理者又は担当者は、気象状況の通知を受けた後は、直ちに出水状況を常時観測し、操作基準によりその門扉の開閉を行うものとする。

1 ダム

河川名	名 称	管理者	備 考
名取川	釜房ダム	国土交通省東北地方整備局 釜房ダム管理所長	平常時最高貯水位 149.8m 洪水貯留準備水位 143.8m
増田川	樽水ダム	宮城県仙台地方ダム総合事務所 樽水ダム管理事務所長	一定開度最大 40 m ³ /Sec 平常時最高貯水位 55.7m

2 水閘門

河川名	名 称	管理者	連絡先	担当者	備考
中貞山運河	関 上 水 門	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所長	河川管理課 304-1813	仙台河川国道事務所 名取川出張所 248-2249	被災：平成28年度災害復旧完了
増 田 川	小 塚 原 排 水 樋 管	宮城県 仙台土木事務所長	297-4111	—	電動化(令和2年度完了)

3 土地改良区管理

名 称	操作担当者	操作基準		電話番号	備考
		開放	閉鎖		
名 取 川 頭 首 工	名取土地改良区	常時	気象状況に応じ、増水の恐れがあると思慮される時は必要な措置を講じるものとする。	名取土地改良区 382-5211	
増田承水路 増田川樋門	名取土地改良区	常時	増田川の増水により用水路に逆流の恐れがあると認めたとき操作する。	〃	
館腰承水路	名取土地改良区	常時	気象状況に応じ、増水の恐れがあると思慮される時は必要な措置を講じるものとする。	〃	
そ の 他 の 用 排 水 路	名取土地改良区 操作担当者 巻末資料	常時	水防上必要と認めるときは、堰堤等の操作を行うものとする。	〃	

4 排水機の運転

河川堀名	名 称	場 所	管 理	操作担当連絡先	備 考
境堀、鍋沼堀	閑上排水機場	閑上字小塚原	名取土地改良区	小塚原ファームランド 小塚原ファーム（株）	H27.3月 復旧済み
木流堀	寺野排水機場	下増田字広浦		美田園ファーム（株） 美田園ファーム（株）	H27.3月 復旧済み

河川堀名	名 称	場 所	管 理	連絡先	備 考
汚 水 ポ ン プ 場	閑 上 東 ポ ン プ 場	閑上東一丁目 地内	建 設 部 下 水 道 課	協業組合 ケンナン 384-5697	
	閑 上 中 継 ポ ン プ 場	閑上西二丁目 地内			
	柳 田 第 1 ポ ン プ 場	増田字柳田地内			
	南 前 田 ポ ン プ 場	植松四丁目地内			
	相 互 台 破 砕 室	相互台二丁目 地内			
	堀 内 中 継 ポ ン プ 場	堀内字南地内			
	植 松 ポ ン プ 場	植松字入生地内			
	高 舘 余 方 ポ ン プ 場	高舘熊野堂 字余方下東地内			
	相 互 台 東 破 砕 室	相互台東一丁目 地内			
	愛 島 台 ポ ン プ 場	愛島台一丁目 地内			
	下増田1号中継ポンプ場	下増田字 六角前地内			
	下増田2号中継ポンプ場	下増田字 前田地内			
	愛 島 中 継 ポ ン プ 場	愛島笠島字 桜町地内			
	熊野堂岩口下ポンプ場	高舘熊野堂字 岩口下地内			
	熊野堂岩口中ポンプ場	高舘熊野堂字 岩口中地内			
	高舘川上東北畑ポンプ場	高舘川上字 東北畑地内			
	東 須 賀 ポ ン プ 場	閑上字東須賀 地内			
	高舘川上西北畑ポンプ場	高舘川上字 西北畑地内			
	高舘吉田中在家ポンプ場	高舘吉田字 中在家地内			
	大曲1号中継ポンプ場	高柳字 圭田地内			
	大曲2号中継ポンプ場	高柳字 山神地内			
	大曲3号中継ポンプ場	高柳字 山神地内			

	大曲 4 号中継ポンプ場	高柳字 布田地内			
	大曲 5 号中継ポンプ場	大曲字 藤木地内			
	大曲 6 号中継ポンプ場	大曲字 中小路地内			
	大 曲 中 継 ポ ン プ 場	大曲字 布田地内			
雨 水 ポ ン プ 場	閑 上 雨 水 ポ ン プ 場	小塚原字 東土手外地内			
	下 増 田 雨 水 ポ ン プ 場	美田園三丁目 地内			
都市下水路	北 釜 排 水 ポ ン プ 場	下増田字屋敷 地内			

第4章 施設及び資器材の整備、輸送の確保

第1節 水防倉庫の備蓄現況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

水防倉庫		高館水防 倉庫 名取川筋(B)	閑上水防 倉庫 名取川筋(B)	下増田水防 倉庫 増田川筋(B)	館腰水防 倉庫 川内沢川筋(B)	愛島水防 倉庫 川内沢川筋(B)	増田水防 倉庫 増田川筋(B)	備 考
管理者		高館分団長	閑上分団長	下増田分団長	館腰分団長	愛島分団長	消防署長	
資 材	土のう袋	3,000	3,000	3,000	3,000	2,000	3,200	増田水防倉庫 竹割 大鎌 シノー パイル＝鉄杭
	杭（杉丸太）	100	100	350	500	200	108	
	パイル	110	100	100	150	88	87	
	鉄 線	5	2	2	5	20	5	
	ブルーシート	30	30	31	54	30	30	
	クレモナロープ	200m×6	200m×6	200m×6	200m×6	200m×6	200m×6	
	トラロープ	100m×31	100m× 6	100m×14	100m×20	100m×17	100m×20	
器 具	スコップ	17	20	20	37	21	95	
	つるはし	5	5	7	7	5	7	
	斧	6	5	5	6	5	17	
	鎌	12	5	5	12	9	26	
	ハンマー	大2、小5	大5、小5	大7、小5	大3、小2	大2、小6	大5、小2	
	ペンチ	5	5	5	6	5	1	
	唐くわ	4	5	5	5	5	5	
	掛矢	9	6	9	10	11	17	
	照明装置	2	0	0	0	2	0	
	のこぎり	8	10	10	8	7	17	
	と び	0	0	4	5	3	6	
	な た	9	10	10	10	8	29	
	クリッパー	2	5	5	1	3	4	
	工具袋	4	0	0	4	4	0	
	一輪車	10	2	2	10	10	4	
	救命胴衣	8	14	8	10	4	10	
	シノー	5	5	5	5	5	5	
	救命ボート	1	1	1	1	1	1	
	投光器一式	1	1	1	1	1	1	
	チェーンソー	1	1	1	1	1	1	
	燃料	1	1	1	1	1	1	

＜水防倉庫規格基準＞ 規格A（30.6㎡程度） 規格B（18.8㎡程度） 規格C（13.3㎡程度）

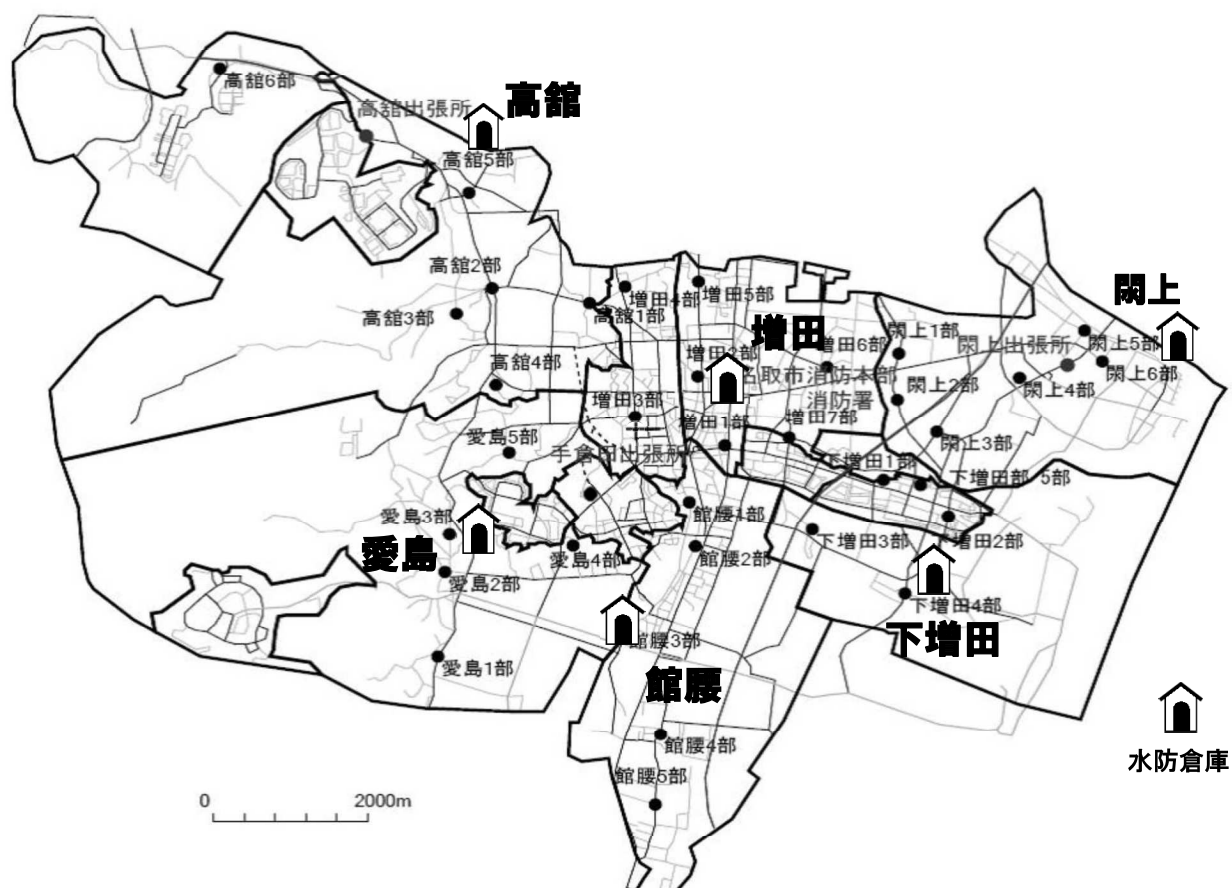
第2節 輸送の確保

緊急事態発生に備え、水防資機材、水防要員の輸送を確保するため輸送経路は次のとおりとする。

＜輸送経路＞

区 間		第一輸送路	第二輸送路
自	至		
増田	閑上	増田 ⇒ 下余田 ⇒ 高柳 ⇒ 現場 (県道閑上港線)	増田 ⇒ 村区 ⇒ 本村 ⇒ 牛野 ⇒ 現場 (県道杉ヶ袋増田線) (主) 塩釜亘理線
増田	下増田	増田 ⇒ 杜せきのした ⇒ 美田園 ⇒ 現場 (県道杉ヶ袋増田線)	増田 ⇒ 館腰 ⇒ 相の釜 ⇒ 現場 (仙台バイパス) (主) 仙台空港線
増田	館腰	増田 ⇒ 植松 ⇒ 現場 (仙台バイパス)	
増田	愛島	増田 ⇒ 箱塚 ⇒ 現場 (名取中央高架橋経由) (県道仙台館腰線)	増田 ⇒ 植松 ⇒ 小豆島 ⇒ 現場 (仙台バイパス) (県道愛島名取線)
増田	高館	増田 ⇒ 田高 ⇒ 現場 (仙台バイパス) (県道名取村田線)	増田 ⇒ 西中田 ⇒ 高館 ⇒ 現場 (仙台バイパス) (熊野堂柳生線)
増田	増田西	増田 ⇒ 田高 ⇒ 現場 (県道名取村田線)	増田 ⇒ 小山 ⇒ 現場 (名取中央高架橋経由)

第3節 水防倉庫位置図

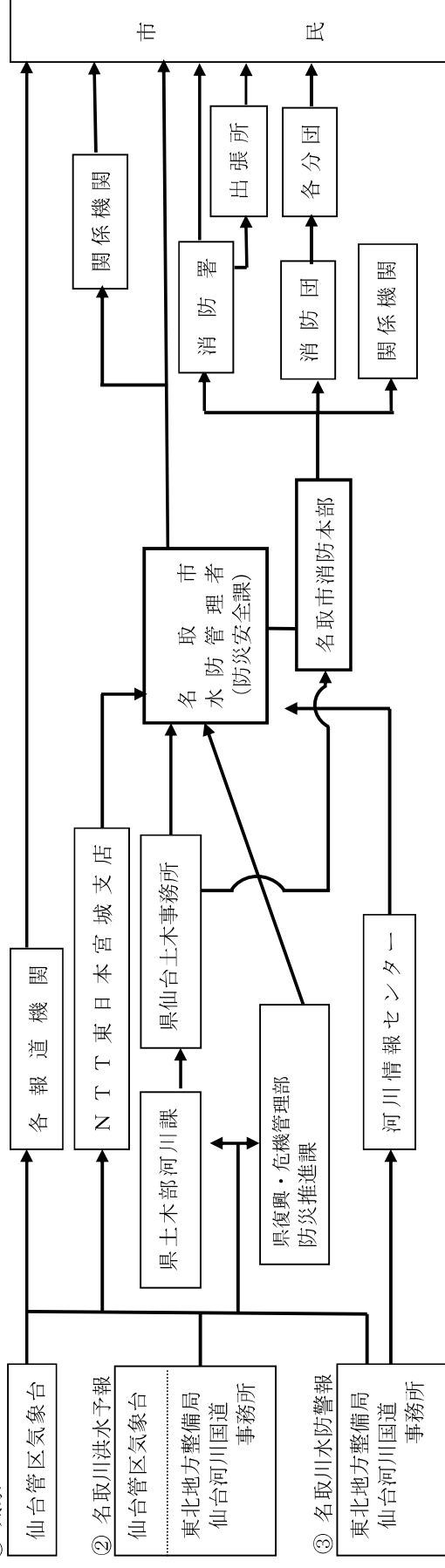


第5章 通信連絡

第1節 水防に関する通報連絡系統図

1 気象、国管理河川関係

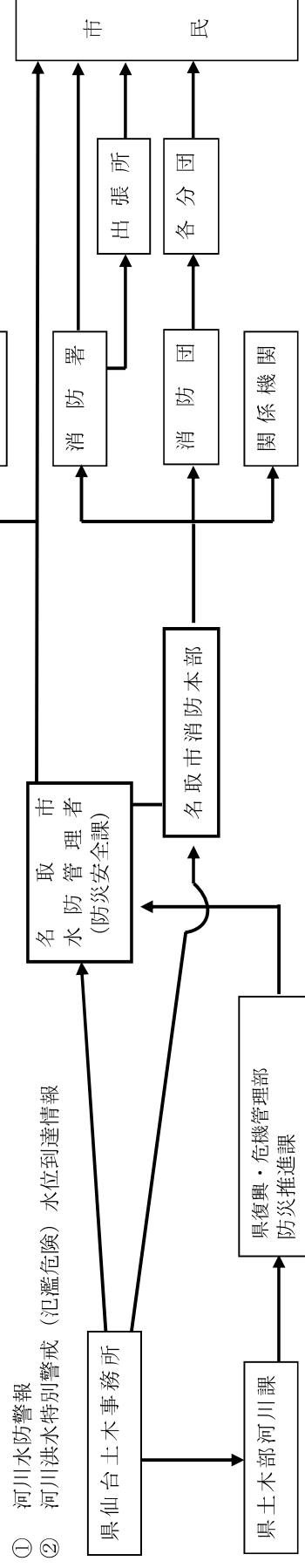
① 気象



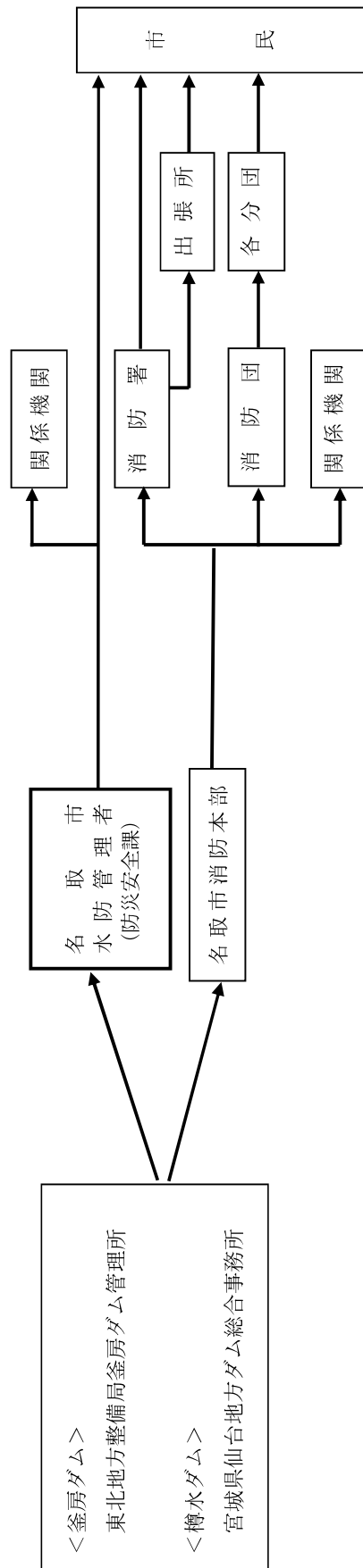
2 県管理河川関係

① 河川水防警報

② 河川洪水特別警戒（氾濫危険）水位到達情報



3 ダム関係



第2節 通信連絡手段

- 1 水害に関する情報及び水害応急処置に関する指揮命令の伝達は、次の通信施設を活用して行なうものとする。

種 別	呼出名称	周波数等	備 考
加 入 電 話		384-2111（名取市役所） 382-3019（市消防本部）	優先電話
衛星携帯電話		080-1859-0049（N0.1） 080-1859-0050（N0.2）	災害対策本部
		080-8200-3362（本部用） 080-8200-3363（移動用）	市消防本部
携 帯 電 話		090-4888-6432（市消防本部）	
消 防 無 線	名取消防本部	活動波 1、2	無線機
市防災行政無線	防災名取	268.20625MH z	各支部 （各公民館、各小中学校、義務教育学校設置）
市防災行政無線 （同報系）		62.615MH z	各公民館含む 13 箇所 市役所 1 チャンネル 消防本部 9 チャンネル
県防災行政無線	防災名取消防	57.95MH z 61.58MH z	
エフエムなとり	なとらじ 801	80.1MH z	名取市全域
警 察 無 線			
モーターサイレン			市管理一日和山中継局、斎場、 下増田雨水ポンプ場
職員参集メール			市役所職員 消防職・団員

- 2 災害等により電話がつながりにくい場合は、「災害時優先電話」を使用する。

3 警察通信施設

水防上緊急非常の場合で、電話及び電報の取扱が不通となった場合は、水防法第27条の規定に基づき、警察通信施設等を使用することができる。

- （1）使用範囲は、水防事務上緊急非常の場合で他に適当な方法がないときに限る。
（2）使用方法は、原則として、警察官等の指示に従うこと。

4 関係連絡先一覧

機関名	電話番号	機関名	電話番号
仙台管区气象台	297-8003	岩沼警察署	0223-22-4341
国土交通省東北地方整備局 河川管理課	225-2171	陸上自衛隊第 22 即応機動連隊	0223-65-2121
国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 河川管理課	304-1813	陸上自衛隊第 2 施設団	0224-55-2301
国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 名取川出張所	248-2249	N H K 仙台放送局	211-1001
宮城県土木部河川課水政班	211-3172	N T T 東日本宮城支店	269-2248
宮城県仙台土木事務所	297-4111	東北電力宮城支店	225-2141
宮城県仙台地方ダム総合事 務所	372-2103	(株)東北放送	279-1111
宮城県仙台地方ダム総合事 務所 樽水ダム管理事務所	384-2226	(株)仙台放送	267-1231
名取土地改良区	382-5211	(株)宮城テレビ	236-3411
国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 岩沼国道維持出張所	0223-22-3039	(株)東日本放送	304-5005
仙台市太白区役所	247-1111	(株)エフエム仙台	265-7711
岩沼市役所	0223-22-1111	(株)エフエムいわぬま	0223-23-5080
あぶくま消防本部 岩沼消防署	0223-22-5189 0223-22-5172	株式会社 エフエムなとり	383-7801

5 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和 8 年 5 月 28 日現在 発表官署 仙台湾気象台

名取市	府県予報区	宮城県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	東部仙台	
特別警報	レベル 5 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－1 のレベル 5 大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1－2 のレベル 5 大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル 5 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－1 の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル 5 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙 4 のレベル 5 高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合
	暴風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
危険警報	レベル 4 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－3 の対象格子において別紙 1－1 のレベル 4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1－4 の対象河川の格子において別紙 1－2 のレベル 4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル 4 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－2 のレベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね 2 時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル 4 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙 4 のレベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 6 時間前までに発表）
警報	レベル 3 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－1 のレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1－2 のレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙 1－2 のレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル 3 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－2 のレベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね 3 ～ 6 時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル 3 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙 4 のレベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 12 時間前までに発表）
	暴風	平均風速	陸上 18m/s*2
			海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 18m/s*2 雪を伴う
			海上 20m/s 雪を伴う

	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	6. 0m
注意報	レベル 2 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－1 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1－2 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙 1－2 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル 2 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－3 のレベル 2 土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル 2 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙 4 のレベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 18 時間前までに発表）
	強風	平均風速	陸上 13m/s*3
			海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 13m/s*3 雪を伴う
			海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	3. 0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	陸上 100m
			海上 500m
	乾燥	①最小湿度 45% 実効湿度 65%で風速 7m/s 以上 ②最小湿度 35% 実効湿度 60%	
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*4	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 名取（アメダス）の観測値は 20m/s を目安とする。

*3 名取（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。

*4 冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値。

別紙 1－1 : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/1_1_miyagi.csv

別紙 1－2 : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/1_2_miyagi.csv

別紙 1－3 : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/1_3_miyagi.csv

別紙 1－4 : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/1_4_miyagi.csv

別紙 1－4 (図形式) : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/1_4_pict_miyagi.zip

※名取市は 0420700targetRiv.jpg を参照

別紙 2－1 : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/2_1_miyagi.csv

別紙 2－2 : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/2_2_miyagi.csv

別紙 2－3 : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/2_3_miyagi.csv

別紙 3 : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/3_miyagi.csv

別紙 4 : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/miyagi/4_miyagi.csv

気象庁が発表する津波に関する警報、注意報等は次のとおりである。

(ア) 津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動 (※気象庁ホームページ)
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合。 (特別警報に位置づけ)	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5 m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。 人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m<予想高さ≤1 m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れてください。

- ・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ・地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを「巨大」「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝える。
- ・予想される津波の高さの表現を「巨大」「高い」と発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

<留意事項等>

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(イ) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

	種 類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報（※注1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報（※注2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表します。

（※注1）沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。なお、最大波の観測値については、大津波警報を発表している沿岸で観測された津波の高さが1 m以下の場合、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2 m未満の場合は、津波の高さを「観測中」と発表する。

（※注2）沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

< 津波情報の留意事項等 >

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表される場合	内 容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表します。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表します。

(参考) 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合は、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

第6章 水防警報と指定河川洪水予報及び水位周知河川

第1節 指定河川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、東北地方整備局と仙台管区气象台が共同して行う洪水予報の河川とその区域及び対象量水標は次のとおりである。（名取市関係分のみ記載）

河川名	区 域	対 象 量水標	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	氾濫 発生 水位	量 水 標 の受持区間
名取川	左岸 仙台市太白区山田 字船渡前3番1地先 右岸 名取市高館熊野堂 字五反田48番2地先 (名取川頭首工) から 海まで	名取橋	6.50m	8.30m	9.20m	11.50 m	左岸 仙台市 名取橋頭首工 から海 右岸 仙台市 名取橋頭首工 から海

河川名	区 域	対 象 量水標	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	氾濫 発生 水位	量 水 標 の受持区間
阿武隈川 下流	福島・宮城県境から海まで	岩 沼 (阿武隈 1丁目)	5.00m	7.90m	8.20m	9.30m	左岸 岩沼市阿武 隈橋から海 右岸 亘理町阿武 隈橋から海

＜参考＞ 指定河川洪水予報の名称と概要

名称	概要
警戒レベル5 氾濫特別警報 / 氾濫発生情 報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救護活動が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
警戒レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4 に相当。
警戒レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
警戒レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害のリスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

第２節 水位周知河川と洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

水防法第１３条第２項の規定により、宮城県知事が水位情報（洪水特別警戒水位到達情報）の周知及び通知を行う河川（水位周知河川）とその区域及び対象量水標は次のとおりである。

河川名	区 域	対象 量水標	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	洪水特 別警戒 （氾濫 危険） 水位	氾濫 発生 水位	計 画 高 水 位
増田川	左右岸 上町川合流点から海まで	上増田	1.70m	2.00m	2.50m	2.70m	—	3.00m
川内沢川	左右岸 名取市沖の橋から川内沢川放水路分派点まで	館腰橋	1.50m	1.60m	1.90m	2.10m	—	-
川内沢川 放水路	左右岸 川内沢川分派点から増田川合流点まで	館腰橋	1.50m	1.60m	1.90m	2.10m	—	-

第３節 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第１６条第１項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川と区域及び対象量水標は、次のとおりである。

１ 河川

河川名	区 域	備 考
名取川幹川	左岸 仙台市太白区山田（名取川頭首工）から海まで 右岸 名取市高館熊野堂（名取川頭首工）	

２ 水防警報の対象量水標

河川名	対象量水標	地 名		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	計画高水位
		市	大字			
名取川 幹川	名取橋	仙台市太白区	中田	5.50m	6.50m	10.190m
	関上第二	名取市	関上字町	1.50m	2.00m	3.187m

第４節 宮城県知事が行う水防警報

水防法第１６条第１項の規定により、宮城県知事が水防警報を行う河川と区域及び対象量水標は、次のとおりである。

１ 河川

河川名	区 域	備 考
増田川	左右岸 上町川合流点から海まで	
川内沢川	左右岸 名取市沖の橋から川内沢川放水路分派点まで	
川内沢川 放水路	左右岸 川内沢川分派点から増田川合流点まで	

2 水防警報の対象量水標

河川名	対象量水標	市	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	計画高水位
増田川	上増田	名取市	1.70m	2.00m	3.00m
川内沢川	館腰橋	名取市	1.50m	1.60m	-
川内沢川 放水路	館腰橋	名取市	1.50m	1.60m	-

第5節 水防警報の段階と範囲

1 水防警報の段階は、次のとおりである。

第1段階 待機 水防団員の足止めを行うもの。

第2段階 準備 水防資材器具の整備点検、堰堤、水閘門等の開閉の準備、
水防団幹部の出動など、水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの。

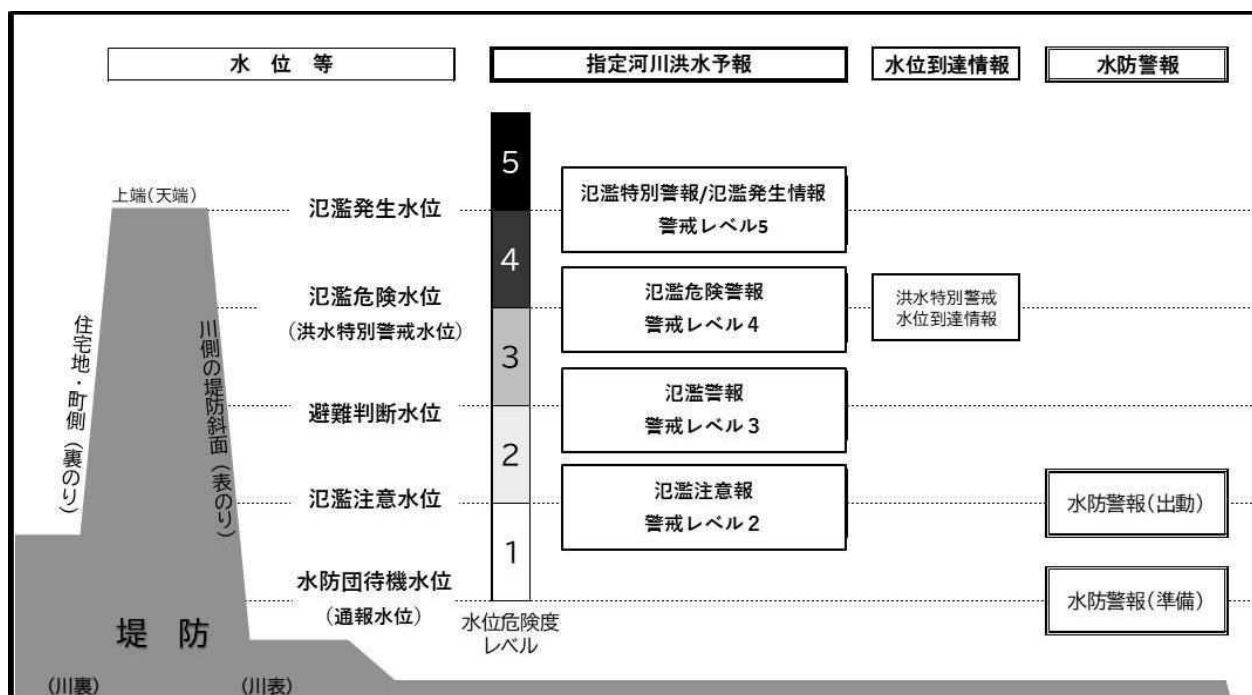
第3段階 出動 水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨通報するもの。

第4段階 解除 水防活動の終了を通報するもの。

河川名	量水標名	第1段階（待機）	第2段階（準備）	第3段階（出動）	第4段階（解除）
名取川 幹川	名取橋	行わない。	水防団待機水位 （通報水位）5.5 mに達し、氾濫注 意水位（警戒水 位）6.5mを突破す ると思われ準備の 必要があると認め たとき。	氾濫注意水位 （警戒水位）6.5 mに達し、なお上 昇の見込みがあり 出動の必要がある と認めたとき。	氾濫注意水位 （警戒水位）6.5 mを下がって、再 び増水のおそれが ないと思われた 時。
	閑上第二	〃	水防団待機水位 （通報水位）1.5 mに達し、氾濫注 意水位（警戒水 位）2.0mを突破す ると思われ準備の 必要があると認め たとき。	氾濫注意水位 （警戒水位）2.0 mに達し、なお上 昇の見込みがあり 出動の必要がある と認めたとき。	氾濫注意水位 （警戒水位）2.0 mを下がって、再 び増水のおそれが ないと思われた 時。

河川名	量水標名	第1段階（準備）	第2段階（出動）	第3段階（解除）
増田川	上増田	雨量を考慮し、水防団待機水位（1.7m）に達し、更に増水し危険が予想されるとき。	雨量を考慮し、氾濫注意水位（2.0m）に達し、更に増水し危険が予想されるとき。	氾濫注意水位を下回り水防の必要がなくなったとき。
川内沢川	館腰橋	同上 1.5m	同上 1.6m	〃
川内沢川 放水路	館腰橋	同上 1.5m	同上 1.6m	〃

＜参考＞ 堤防と水位及び水防警報・指定河川洪水予報等の関係は、おおむね以下のとおり。



第6節 水防警報発令及び受報機関とその措置

1 国土交通大臣所管

河川名	発令担当者	受報通報担当者	受報通報担当者	受報担当者	連絡方法	摘 要
名取川	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道 事務所長	宮城県土木部 河川課長	宮城県 仙台土木 事務所長	名取市 水防管理者	電子メール (加入電話 及び防災無 線も可)	各水防関係連絡 先電話番号は第 5章第2節の4

- (1) 宮城県仙台土木事務所長から警報事項の通報を受けた水防管理者は通報連絡系統 (15 ページ) により直ちに警報区域の水防機関に通知するものとする。
- (2) 水防警報を受理した水防管理者並びに水防機関は警報段階に応じた措置をとる。

2 宮城県知事所管

河川名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘 要
増田川	宮城県 仙台土木事務所長	名取市水防管理者	電子メール (加入電話 及び防災無線も可) 宮城県河川流域情報シ ステム (MIRAI)	各水防関係連絡先電話番号 は第5章第2節の4
川内沢川	〃	〃	〃	〃
川内沢川 放水路	〃	〃	〃	〃

- (1) 宮城県仙台土木事務所長から警報事項の通報を受けた水防管理者は通報連絡系統 (15 ページ) により直ちに警報区域の水防機関に通知するものとする。
- (2) 水防警報を受理した水防管理者並びに水防機関は警報段階に応じた措置をとる。

第7章 洪水浸水想定区域等における迅速な避難の確保及び措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定

浸水想定区域（平成27年の水防法改正後は、洪水浸水想定区域）の指定は、平成13年6月の水防法改正時に新設された制度で、国土交通大臣又は知事が、河川の氾濫水で浸水が想定される区域及びその水深を表した浸水想定区域を示すことにより、住民の避難の確保と水災による被害の軽減を図ることを目的に指定されている。

また、洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に①洪水・内水・高潮特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法、②避難場所その他避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項④浸水想定区域内に災害時要配慮者が利用する施設で当該施設等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合それらの名称及び所在地、⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める（法第15条第1項）とともに、①～⑤の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップなど）の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととされた（法第15条第3項）。

尚、名取市内における洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりである。

名取川水系	名取川	水防警報河川・洪水予報河川
名取川水系	増田川	水防警報河川・水位周知河川
名取川水系	川内沢川	水防警報河川・水位周知河川
阿武隈川水系	阿武隈川	水防警報河川・洪水予報河川

※ 河川の洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を前提としたもの。尚、上記の指定河川の浸水想定区域図については資料編に添付。（洪水・土砂災害ハザードマップ）

第2節 洪水浸水想定区域における迅速な避難の確保及び措置

水災の発生防止及び被害軽減を図るためには、民間事業者等が自ら果たす役割も大きいことから自衛水防に関する取組を一層促進するため、市町村地域防災計画において施設の名称及び所在地を記載されたものに対し、市町村から当該施設の所有者又は管理者に洪水予報等の伝達を行う。また、当該施設においては、避難確保又は浸水防止活動の確実な実施を促すため、計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置が求められることとなっている。

なお、市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸について洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする（法第15条）。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時

等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（以下「大規模工場等」という。）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

ニ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

【要配慮者利用施設における措置】

要配慮者利用施設については、利用者が一般の住民よりも避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害を生じるおそれがあることから、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。訓練の内容については、例えば、洪水予報等の情報伝達、利用者の避難誘導、避難経路等の確認、関係機関及び利用者の家族への連絡等が想定される。また、訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告する。

第8章 出動及び水防作業

第1節 水防管理団体の非常配備

1 水防管理者が管内の水防団又は消防機関を非常配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合。
- (2) 水防警報指定河川にあっては、知事からの警報の伝達を受けた場合。
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合。

2 水防団に対する非常配備

(1) 待機

消防機関又は水防団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。(待機の指令は、水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき発令する。)

(2) 準備

水防団の団長及び分団長は、消防本部に集合し団本部を設置するとともに資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、水防上重要な箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため一部団員を出動させるものとする。(準備の指令は、河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき発令する。)

(3) 出動

水防団員は詰所に集合、警戒配備につくものとする。(出動の指令は、河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき発令する。)

第2節 水防活動従事者の安全確保

1 水防活動の基本的な考え方

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者自身の安全確保に留意して、原則として複数人で水防活動を実施するものとする。従って、従事者自身の避難時間を十分確保したうえで、避難誘導や水防活動に当たらなければならない。

2 水防活動時の安全管理

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第3節 水防分担区域

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められたときは、水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。水防管理者は水防団を出動させたとき及び水防作業を開始したときは、県(仙台土木事務所)に通報する。

番号	河川名	区 域	担 当		配属 団員数	備考
			分団名	担当者（ ）内は担当部		
1	名取川右岸	自：熊野堂太夫 至：今成全域	高館分団	高館分団長(第6部)	63	
2	〃	自：熊野堂六郷堰 至：仙台市柳生	〃	高館分団長(第5部)	63	
3	〃	自：閑上字太子堂 至：閑上西一丁目	閑上分団	閑上分団長	42	
4	〃	自：閑上中央一丁目 至：名取川閑上水門ゲート	〃	閑上分団長	42	
5	〃	自：名取川閑上水門ゲート 至：名取川突堤	〃	閑上分団長	42	
6	中沢川左・右岸	自：熊野堂中沢南山 至：熊野堂太夫	高館分団	高館分団長(第6部)	63	
7	大沢川左・右岸	自：熊野堂大沢前山 至：熊野堂字余方	〃	高館分団長(第6部)	63	
8	菖蒲沢左・右岸	自：熊野堂大門山 至：名取川	〃	高館分団長(第5部)	63	
9	上堀左岸	自：熊野堂岩口中 至：吉田大人脚橋	〃	高館分団長(第2、5部)	63	
10	上堀左・右岸	自：吉田大人脚橋 至：吉田十文字サイフォン	〃	高館分団長(第2部)	63	
11	上堀右岸	自：川上 至：箕輪	〃	高館分団長(第3、4部)	63	
12	上町川左岸	自：吉田西真坂 至：増田川	〃	高館分団長(第2部)	63	
13	青熊川左岸 増田川左岸	自：樽水 至：吉田十文字サイフォン	〃	高館分団長(第2、3部)	63	
14	増田川左・右岸	自：吉田十文字サイフォン 至：増田手倉田	〃	高館分団長(第1部)	63	
15	〃	自：手倉田北 至：増田二丁目	増田分団	増田分団長(第1、3部)	86	
16	増田川左岸	自：増田一丁目 至：大畦	増田分団	増田分団長(第1、2、7部)	86	
17	増田川右岸	自：増田一丁目 (増田橋) 至：大畦	館腰分団	館腰分団長(第1部)	46	
18	〃	自：増田境大畦 至：字前沖	下増田分団	下増田分団長(第3、4部)	44	
19	増田川左岸	自：増田境田子作 至：字土手北	〃	下増田分団長(第1部)	44	
20	〃	自：下増田字土手北 至：字広浦	〃	下増田分団長(第2部)	44	
21	貞山運河	自：宮下橋 至：字明神堂	閑上分団	閑上分団長	42	
22	貞山運河広浦	自：貞山運河東 至：広浦護岸一円	〃	閑上分団長	42	
23	貞山運河 増田川左岸	自：明神堂 至：天王	〃	閑上分団長	42	
24	貞山運河東側	自：下増田字屋敷 至：下増田字台林	下増田分団	下増田分団長	44	
25	貞山運河西側	自：下増田字南原 至：下増田字広浦	〃	下増田分団長	44	
26	川内沢川左・右岸	自：笠島南原 至：小豆島字土手下	愛島分団	愛島分団長(第2、3、4部)	54	

番号	河川名	区 域	担当		配属 団員数	備考
			分団名	担当者（）内は担当部		
27	〃	自：植松字西 至：植松字下札前	館腰分団	館腰分団長(第2、3部)	46	
28	志賀沢川左・右岸	自：岩沼市境 至：北目字東田	愛島分団	愛島分団長(第1部)	54	
29	〃	自：本郷字観音 至：本郷字町田	館腰分団	館腰分団長(第4部)	46	
30	志賀沢川左岸	自：本郷字町田 至：本郷字鷹ノ橋	〃	館腰分団長(第4部)	46	
31	志賀沢川右岸	自：堀内字北竹 至：堀内字北松	〃	館腰分団長(第5部)	46	
32	下堀用水路(館腰承水路)	自：手倉田字箱塚橋 至：飯野坂植松境	〃	館腰分団長(第1部)	46	
33	館腰用水路	自：飯野坂植松境 至：館腰神社	〃	館腰分団長(第2、3部)	46	
34	〃	自：館腰神社前 至：二間橋	〃	館腰分団長(第3、4部)	46	
35	上堀用水路	自：箕輪境 至：学市	愛島分団	愛島分団長(第3、5部)	54	
36	沢目堀左・右岸	自：堀内北竹 至：堀内南松	館腰分団	館腰分団長(第5部)	46	

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第24条の規定に基づき、水防の為、やむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第4節 水防巡視

水防管理者は、水防警報等の通知を受けた時は、直ちに各河川の水防受持区域の分団長に警報を通知し必要団員を河川、水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

巡視責任者	巡視区域	巡視時間	報告先	連絡先	摘 要
高館分団長	名取川右岸今成から 仙台市柳生境まで	水防団待 機水位 (通報水 位)に達 した時か ら 30 分毎	水防 管理者 ：市長	宮城県 仙台土木 事務所	巡視責任者は、巡視区域毎に3～4人をもって天端裏端にそれぞれ配置するよう巡視員を定め、担当区域内に危険箇所を発見した時は直ちに水防管理者に報告する。 水防管理者は、上記報告を受けた時は直ちに宮城県仙台土木事務所並びに関係官公庁に連絡するとともに対策を講じる。
〃	増田川左右岸から 十文字サイフォンまで				
〃	樽水川から 増田地区境まで				
閑上分団長	名取川右岸一円				
〃	貞山運河及び広浦一円				
増田分団長	増田地区内増田川一円				
下増田分団長	下増田地区内増田川一円				
〃	貞山運河一円				
館腰分団長	地区内川内沢川両岸一円				
〃	地区内増田川右岸一円				
〃	館腰地区内 沢目堀用水一円				
〃	下堀用水路左岸一円				
〃	地区内志賀沢川両岸一円				
愛島分団長	愛島地区内川内沢川一円				
〃	愛島地区内志賀沢川一円				
〃	愛島地区内上堀下堀一円				

第5節 水位の通報要領

量水標	観測者	通報先	通報担当者
名取川栗木橋量水標	高館分団第6部長	消防本部を通じ水防管理者へ通報する。	高館分団長
閑上第二量水標	川の防災情報		通信指令係
増田川観音橋	高館分団第3部長		高館分団長
増田川量水標	増田分団第1部長		増田分団長
大手橋量水標	増田分団第3部長		〃
増田川毘沙門橋	下増田分団第2部長		下増田分団長
下堀(館腰承水路)量水標	館腰分団第1部長		館腰分団長

第6節 水防信号

- 1 水防法第20条の規定に基づき、（水防時における水防信号に関する規則昭和24年宮城県規則第64号）次により行うものとする。

信号種類	警鐘信号	サイレン信号	発するとき
			措置事項
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 5秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止 15秒 15秒 15秒	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。 一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5秒 5秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止 6秒 6秒 6秒	各分団長より洪水等のおそれがある旨の通報があったとき。 各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資機材を現場に輸送する。
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 10秒 10秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止 5秒 5秒 5秒	堤防が決壊し又はこれに準ずる事態の発生したとき。 各分団員のほか、必要により一般市民の出動を求める。
第4信号	乱 打	1分 1分 1分 ○—休止 ○—休止 ○—休止 5秒 5秒 5秒	洪水等が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があるとき。 警察署に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

備考1 信号は適宜の時間継続すること。

- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

2 住民に対する周知

信号	周知方法	責任者等	措置事項
第1信号	市防災行政無線（同報系）	・水防管理者 名取市長 ・市防災行政無線等取扱担当者 ・消防本部 ・水防団 ・各放送局	関係各課及び水防団は洪水等の危険が著しく切迫し直ちに地域内の住民の避難立ち退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。 関係各課及び水防団は地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。 各放送局は災害情報・生活情報・安否情報等を放送し、二次災害の防止、被災者への情報提供などを実施する。
第2信号	警鐘打鐘 広報車 市防災行政無線（同報系）		
第3信号	警鐘打鐘 広報車 口頭伝達 市防災行政無線（同報系）		
第4信号	警鐘打鐘 広報車 口頭伝達 放送局による広報 市防災行政無線（同報系）		

※避難情報の発令・周知については、名取市地域防災計画風水害対策編第3章第12節「避難活動」に基づく。

第7節 決壊等の通報

堤防等が決壊した時、又はこれに準ずる事態が生じた時は、水防法第25条の規定により仙台土木事務所、岩沼警察署、増田交番、下増田駐在所、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台市水防管理者、国土交通省仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所、岩沼市水防管理者等に通報するとともに、区域内住民に対し速やかにこれを周知する。

通報先	電話番号	通報先	電話番号
国土交通省 仙台河川国道事務所	304-1813	岩沼警察署	0223-22-4341
宮城県仙台土木事務所	297-4111	岩沼警察署増田交番	382-3010
仙台市役所	261-1111	岩沼警察署下増田駐在所	382-0831
岩沼市役所	0223-22-1111	国土交通省仙台河川国道事務所 岩沼国道維持出張所	0223-22-3039

第8節 河川管理者による水防活動への協力

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長及び宮城県知事は、指定管理団体が行う水防のための活動に対して、以下のとおり協力する。

1 国土交通省の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、指定管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 指定管理団体に対して、河川に関する情報（名取川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 指定管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 指定管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 指定管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (6) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

2 宮城県知事の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、指定管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 指定管理団体に対して、河川に関する情報（増田川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 指定管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 指定管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

3 河川に関する情報の提供

河川管理者から、指定管理団体への河川に関する情報の伝達方法は以下のとおりとする。

種 別	情報提供の時期	伝達方法	
水位	非常時（出水時）	国土交通省	電話、FAX、電子メール、ホットライン リエゾン（派遣時）
		宮城県	電話、FAX、電子メール
河川管理施設の操作状況に関する情報	指定管理団体からの問い合わせがあった場合	国土交通省	電話、FAX、電子メール
		宮城県	電話、FAX、電子メール
水防活動の記録	指定管理団体からの問い合わせがあった場合	国土交通省	電話、FAX、電子メール

第9節 特定緊急水防活動

国土交通大臣は洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる特定緊急水防活動を行うことができる。（水防法第32条）

- 1 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 2 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの。

第10節 津波警報・注意報発表の際の水防態勢

- 1 津波警報・注意報の種類及び発表基準は、第5章第2節5（3）（19ページ）のとおりである。
- 2 津波が来襲するに当たっての水防活動の基本的な考え方

地震及びそれに伴う津波の発生は、事前にその発生が予測できず、特に近地津波の場合、大雨や洪水のように気象予報・警報が発せられる場合と異なり、即座の対応は困難である。さらに、地震の発生箇所により津波到達までの時間が異なることから、安全に退避できる時間を確保した上で行う水防活動の時間もケースバイケースとなる。

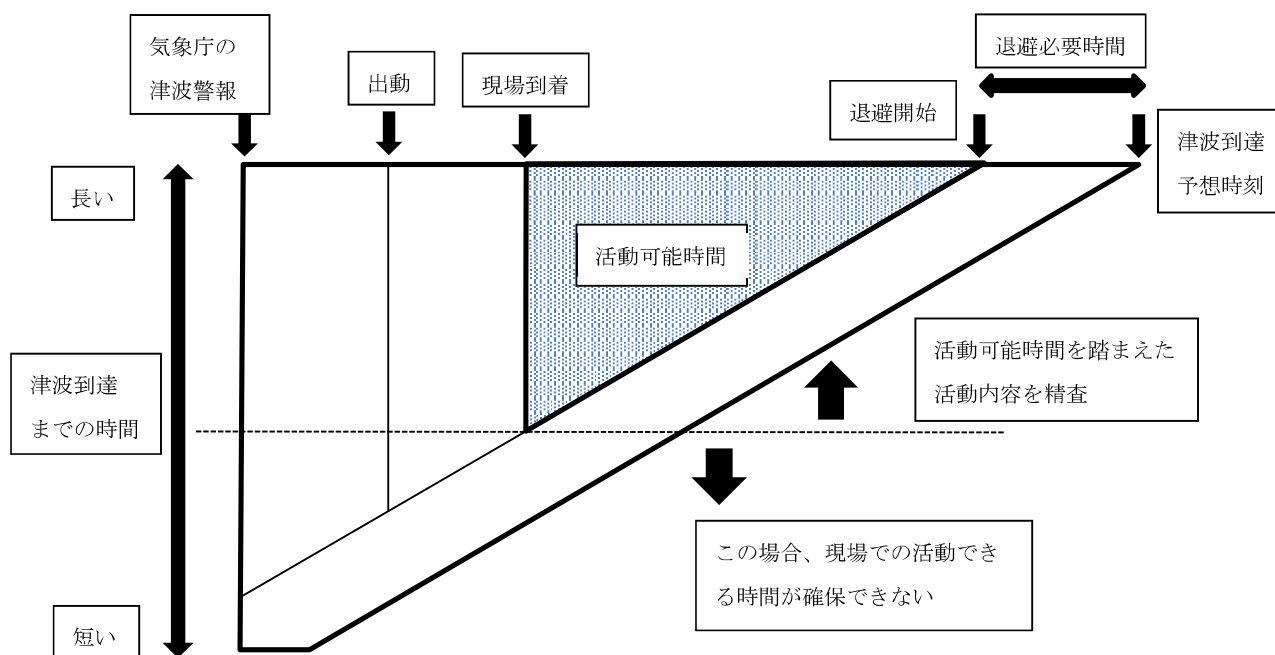
（1）津波の種類

津波は、地震の発生地点から沿岸部までの距離によって、「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの到達時間が異なる。このため、津波発生時の水防態勢も津波到達時間を念頭に置くものとする。

（2）活動可能時間

「活動可能時間」とは、「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた水防活動の実働可能時間である（図-1参照）。なお、地震発生後の安否確認や、各水防団員の準備時間、参集までの時間帯にも配慮する必要がある。

<図-1>



(3) 活動エリア

津波注意報・警報が発表されている間の水防団の出動の可否の検討・判断を行うに当たっては、津波の河川溯上や堤防からの越流も考慮に入れる必要がある。

3 津波の到達が予測される場合の水防活動指針（暫定）

津波到達時には、河川堤防等を水防工法で保全するといった洪水時のような活動は想定できない。また、国、県にあっては、地震及び火山噴火等に伴う全ての津波発生と同時に水防警報を発令することは事実上困難であるため、気象庁が発表する津波警報、予報に応じ、水防警報を発令したとみなす。なお、主な津波の種類と水防活動の関係をまとめると次のとおりである。

	近地津波	遠地津波
津波の種類	日本近海で発生する津波	左以外の地域で発生する津波
津波注意報・警報発表前	水防管理団体：報道機関から発表される情報等を収集	水防管理団体：報道機関から発表される情報等を収集 水防団：水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可
津波注意報・警報発表後の水防対応（みなし）	原則として安全な場所での待機 ※水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予測時間には安全な場所に退避を完了するものとする。	
想定される水防活動	避難誘導	
安全確保	第8章第2節水防活動従事者の安全確保による	

※火山噴火等により発生する津波もあるが、この場合も津波警報等の仕組みを活用し注意警戒が呼びかけられる。（このことによる行動も上記に準じるものとする。）

上記の取扱いは、当面暫定的な取扱いとし、新たな知見や他都道府県の例を参考に、不断の見直しを行うものとする。

第11節 避難場所等

洪水等（地震による津波及び洪水が予想される場合を含む）の氾濫により著しく危険が切迫していると認めたときは、水防管理者は水防法第29条の規定により遅滞なく必要と認める区域内の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを水防信号その他、最も効果のある方法をもって一般に周知するとともに、該当区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

地区名 (公民館区)	指定緊急避難場所 (風水害)	指定緊急避難場所 (津波)	指定緊急避難場所 (風水害時の車両)
増田地区	・増田公民館 ・増田小学校（体育館と1階を除く） ・増田中学校 ・名取北高校		・イオンモール名取
増田西地区	・増田西公民館 ・増田西小学校 ・第一中学校 ・市民活動支援センター（1階を除く）		・スーパーセンタートライアル名取店 ・みやぎ生協名取西店 ・DCM株式会社名取店
名取が丘地区	・名取が丘公民館 ・不二が丘小学校（体育館を除く）		
閑上地区	・閑上公民館 ・閑上小中学校（体育館と1階を除く） ・閑上中央第一団地 ・閑上中央第二団地 ・名取市サイクルスポーツセンター（2階以下を除く）	・閑上公民館（大津波警報発表時は、屋上のみ） ・閑上小中学校（体育館と1階を除く）（大津波警報発表時は、体育館と2階以下を除く） ・閑上中央第一団地 ・閑上中央第二団地 ・名取市サイクルスポーツセンター（2階以下を除く）	・かわまちてらす閑上
下増田地区	・下増田公民館（1階を除く） ・下増田小学校（体育館と1階を除く） ・まなウェルみやぎ	・下増田公民館（1階を除く） ・下増田小学校（体育館と1階を除く） ・まなウェルみやぎ ・仙台空港ビル	
館腰地区	・館腰小学校（体育館と1階及び校舎西側を除く） ・本郷集会所 ・フクベイフーズ ・弘誓寺 ・植松集会所（1階を除く） ・宮城県トラック協会仙南支部（1階を除く） ・三井不動産レジスタンスパーク仙台名取Ⅰ		・棚ミヤコーバス名取営業所 ・まるたま名取店 ・宮城県トラック協会仙南支部 ・みやぎ生協岩沼店（※岩沼市梶橋） ・三井不動産レジスタンスパーク仙台名取Ⅰ
愛島地区	・愛島公民館 ・愛島小学校（体育館と1階を除く） ・愛島老人憩いの家 ・仙台高等専門学校名取キャンパス（東側通路を使用制限） ・愛島台六丁目集会所 ・愛島台二丁目集会所 ・ホームセンタームサシ名取店（1階を除く）		・ホームセンタームサシ名取店 ・ヨークベニマル名取愛島店
高館地区	・高館小学校 ・第二中学校 ・宮城県農業高校		
ゆりが丘地区	・ゆりが丘小学校（体育館を除く） ・みどり台中学校 ・尚綱学院大学		
相互台地区	・相互台公民館 ・相互台小学校（体育館を除く）		
那智が丘地区	・那智が丘小学校（体育館と南側校舎を除く）		

第 12 節 水防解除

水位が降下して水防作業の必要がなくなり、水防管理者が、水防解除を命じたときは、掲示又は口頭伝達により住民に周知させるとともに知事に報告する。

第 9 章 公用負担

- 1 水防上緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は次に掲げる公用負担の権限を行使することができる（水防法第 2 8 条）
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹、木その他の資材の使用及び収用
 - (3) 車両、船、その他の運搬用機器の使用
 - (4) 工作物、その他の障害物の処分
- 2 公用負担の権限を行使するものは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者の委任を受けた者にあっては、次のような公用負担権限委任証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

表

公用負担命令権限証	
第 号	名取市水防団〇〇〇部長 氏名
上の者に 証明する。	の区域における水防法第 2 8 条第 1 項の規定の権限行使を委任したことを
年 月 日	
名取市長 氏 名	印

裏

1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。（水防法第 2 8 条第 1 項）
2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。（水防法第 2 8 条第 3 項）

- 3 公用負担の権限を行使するときは、次の公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付してから行使するものとする。ただし、災害の状況から公用負担命令書を交付するいとまがないときは、命令書を交付することなくこれをなすことができる。

公用負担命令書				
第 号	目 的 物	種 類	員 数	
負担内容	使 用	収 用	処 分	
年 月 日				
		名取市長 氏 名		印
		事務取扱 氏 名		
殿				
..... 切取線				
受 領 書				
第 号	公用負担命令書			
上記受領しました。				
年 月 日				
		氏 名		印
殿				

第 10 章 報告

第 1 節 水防活動実施状況報告

各分団長は、水防活動終了後 2 日以内に様式 1 により水防管理者に報告するものとする。

第 2 節 水防活動実施報告

水防が終結したときは、水防管理者は様式 2 により水防活動実施後 10 日以内に仙台土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

第 11 章 水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防計画

- 1 指定管理団体の水防管理者は、宮城県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない。
- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市水防協議会に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するように努めるとともに、遅滞なく、水防計画を県知事に届け出なければならない。（水防法第 33 条）

第 2 節 水防訓練

水防管理者は、毎年出水期に 1 回以上、県の指導により水防訓練を行うものとする。水防訓練は、団員の技術の向上、士気の高揚を図るとともに区域内住民の水防に対する関心を深めるために行うものであり、危険箇所を選定し実践的工法訓練等を樹立し行うものとする。（水防法第 32 条の 2）

第 3 節 津波避難訓練

津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。（水防法第 32 条の 3）

様式 1

年 月 日

作成責任者 印

出 水 の 概 況		はん濫注意水位 m 川（警戒水位） 雨量 mm							
実 施 日 時		自 月 日 時 ・ 至 月 日 時							
水 防 実 施 箇 所		左 地 先 m 川 岸 右 箇所数 延長 m							
出 動 人 員		水防団員		その他		合 計			
		人		人		人			
水防作業の概況 及 び 工 法		箇 所 工 法 m							
水 防 の 効 果	効 果 被 害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
使 用 資 機 材						居住者の出動状況			
						水 防 関 係 者 の 死 傷 の 有 無			
						雨量水位の状況			
備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

指定
指定
水防活動実施報告書
水防管理団体 名取市
非指定

実施箇所				水防活動延人員 (人)	水防活動費 (円) (A)	使用(消費)資材費(円)			合計 (円) (A+B)	水防活動 を実施 した月日	備考
河川名	場 所	箇所数	延長			水防 工法	主要 資材	その他 資機材			
(記載例) 〇〇川(左 岸)	〇〇字 □□地内	2	50	積み 土嚢	75、000	120、000	50、000	170、000	245、000	6月10日 ～ 6月11日	梅雨前線 豪雨
	合 計										

(注) 1 水防活動費は、人件費、燃料費、雑費等の計で、使用資材費は含まないものとする。
2 使用資材費のうち主要資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠及び置石及び土砂とし、上記以外の資機材はその他資機材に記載すること。
3 水防活動費(A)の内訳を次に記載すること。

実施箇所	機械等借料	食糧費	出動手当等	その他	計
計					

資料編

名取市水防協議会条例（平成 11 年 12 月 17 日名取市条例第 24 号）

名取市水防協議会条例（昭和 30 年名取市条例第 42 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 34 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、名取市水防協議会の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 本市に、名取市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数等）

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は 26 人以内とする。

- 2 関係行政機関の職員及び水防に係るのある団体の代表者である委員の任期は、任命又は委嘱されたときの役職である期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会務）

第 4 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（議長）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（会議）

第 6 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされた許可等の処分その他の行為又は許可等の申請その他の行為は、この条例の施行の日以後における改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前において納入することとなっている使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会は、改正後の名取市水防協議会条例の規定により置かれた名取市水防協議会として同一性をもって存続するものとする。
- 6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (平成 14 年 9 月 25 日条例第 28 号)

この条例は、平成 14 年 11 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 15 日条例第 9 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 27 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 19 日条例第 1 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

水防協議会委員名簿

令和8年4月1日現在

	氏 名	職 名
会長	山 田 司 郎	市 長
委員	阿 部 俊 彦	国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長
	鈴 木 光 晴	宮城県仙台土木事務所長
	吉 田 光 浩	宮城県仙台地方ダム総合事務所樽水ダム管理事務所長
	小 畑 健 二	宮城県岩沼警察署長
	八 巻 文 彦	名取土地改良区理事長
	渋谷 武 志	副市長
	門 脇 雅 之	副市長
	鈴 木 博 幸	教育長
	星 有 二	消防長
	安 倍 卓	総務部長
	佐 藤 徹 也	企画部長
	中 山 聖 子	健康福祉部長
	小 松 政 博	生活経済部長
	大 沼 孝 弘	建設部長
	山 家 ちとせ	教育部長
	大 友 和 師	建設部土木課長
	菅 井 栄 一	消防本部警防課長
	斎 藤 巖	消防団長
	萱 場 善 浩	消防団副団長
	吉 田 智 明	消防団副団長
	早 坂 仁	消防団増田分団長
	丹 野 洋 一	消防団閑上分団長
	櫻 井 寛	消防団下増田分団長
	中 澤 伸 行	消防団館腰分団長
	鈴 木 正 勝	消防団愛島分団長
	佐 藤 信 義	消防団高館分団長

重要水防箇所評定基準（東北地方整備局）

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の返上の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。、水防団等と意見交換を行い基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 破 堤 防 旧 川 跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。
特 定 区 間			風水害発生時における内閣としての初動措置指導の基準となっている「破堤により甚大な被害が予想される河川」で内閣危機管理官が定めた区間。

河川法を適用する海岸、河川等で特に水防上警戒または防ぎょに重要性を有する重要水防箇所評定基準は、次のとおりである。

重要水防箇所評定基準（海岸）

宮城県

種 別	重要度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間
堤 防 高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している箇所。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く特に注意を要する箇所。	
水 衝	護岸が破損している箇所。または破損の実績がある箇所。	護岸が不完全と考えられる箇所。	
洗 掘	堤脚または護岸の根固が洗掘している箇所。消波等が破損して危険が予想される箇所。	堤脚前面が洗掘の危険がある箇所。	

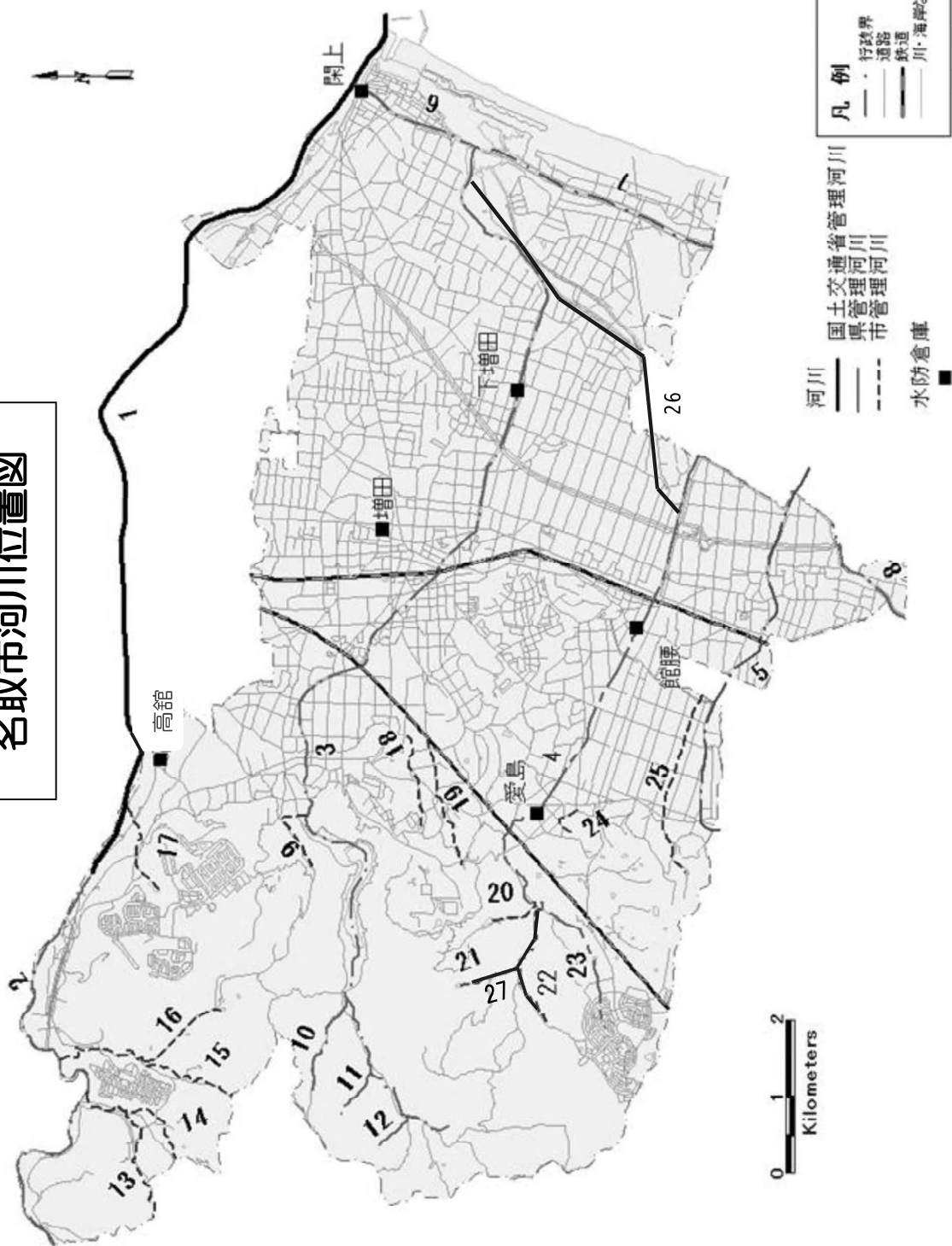
重要水防箇所評定基準（河川）

宮城県

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。 既往洪水流量（２～３年に１回程度）の水位が現況の堤防高を超え、度々氾濫の実績がある箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 既往洪水流量（２～３年に１回程度）の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが氾濫の実績もあり危険な箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅の２分の１未満の箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面又は天端幅が上下流に比して２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面又は天端幅が、計画の堤防断面又は計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。 一連の堤防のうち堤防断面又は天端幅が上下流に比して２分の１以上確保されているが３分の２に満たない箇所。	
法 崩 れ す べ り 沈 下	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体又は基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 破 堤 防 旧 川 跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

名取市河川位置図



河川管理一覧

1 国土交通省が管理する河川

対図番号	河川名	区 間	延 長
1	名 取 川	名取川頭首工～河口まで（内仙台市分 6.3 km）	12,500m

2 宮城県が管理する河川

対図番号	河川名	区 間	延 長
2	名 取 川	仙台市境から名取川頭首工まで	4,500m
3	増 田 川	名取市愛島北目字外山 1 番地先の上流端を示す標柱から海まで	10,000m
4	川 内 沢 川	名取市愛島笠島字中ノ沢 8 番 2 地先から南貞山運河への合流点まで	10,881m
26	川内沢川放水路	川内沢川からの分派点から増田川への合流点まで	5,640m
5	志 賀 沢 川	名取市愛島北目字柚木前から名取市本郷字北松の五間堀との交流点まで	4,900m (内 400m 岩沼分含む)
6	中貞山運河	増田川からの分派点から名取川への合流点まで	1,700m
7	南貞山運河	五間堀の合流点から増田川への合流点まで	5,200m
8	五 間 堀 川	名取市堀内字梅地内の岩沼市境から名取市堀内字南松地内の岩沼市境まで	1,600m
9	上 町 川	名取市高館川上字館山地内から名取市高館川上字五性寺の増田川まで	1,100m
10	田 高 沢 川	名取市高館川上字薬師から増田川合流点まで	1,300m
11	七 沢 川	名取市高館川上字薬師から増田川合流点まで	900m
12	二 流 沢 川	柴田郡境から増田川合流点まで	700m
27	杉 の 沢 川 (県管理)	名取市愛島笠島字北中峯 7 番地先から川内沢川への合流点まで	900m

3 名取市が管理する河川

対図番号	河川名	区 間	延 長
13	針 山 川	名取市高館熊野堂字中沢南山（仙台市境）から名取市高館熊野堂字太夫地内（名取川）まで	1,900m
14	中 沢 川	名取市高館熊野堂字中沢南山（仙台市境）から名取市高館熊野堂字中沢後（針山川）まで	1,100m
15	大 沢 川	名取市高館熊野堂字大沢中（仙台市境）から名取市高館熊野堂字余方上西（名取川）まで	2,700m
16	棟 沢 川	名取市高館熊野堂字棟沢から名取市高館熊野堂字大沢中（大沢川）まで	1,300m
17	菖 蒲 沢 川	名取市高館熊野堂字五反田山から名取市高館熊野堂字五反田（名取川）まで	1,100m
18	滝 沢 川	名取市愛島塩手字西滝沢から名取市愛島塩手字北野（上掘用水）まで	1,500m
19	岩 沢 川	名取市愛島塩手字岩沢から名取市愛島塩手字深町（上掘用水）まで	1,600m

20	桑 唐 沢 川	名取市愛島笠島字滝沢（桑唐堤）から 名取市愛島笠島字西南沢（川内沢川）まで	650m
21	杉 の 沢 川 （市管理）	名取市愛島塩手字滝沢（杉の沢堤）から 名取市愛島笠島字北中峯（県管理杉の沢川起点）まで	280m
22	中 の 沢 川	名取市愛島笠島字東中峯（洞谷橋）から 名取市愛島笠島字中ノ沢（川内沢川起点）まで	300m
23	南 沢 川	名取市愛島笠島字南沢から 名取市愛島笠島字中南沢（川内沢川）まで	1,900m
24	蔵 神 川	名取市愛島笠島字蜂ヶ森から 名取市愛島笠島字北上平まで	1,800m
25	柳 沢 川	名取市愛島北目字上柳沢から 名取市愛島北目字南土手下（岩沼市境）まで	2,450m

土地改良区施設管理人名簿

用排水路施設名称	操作担当者	電話番号
十 文 字 サ イ フ ォ ン	森 屋 博	382-4176
大 人 脚 樋 門	名取土地改良区	382-5211
増 田 分 水	大久保 正志	384-4818
上 水 門	澤口 正直	382-4108
増田承水路増田川樋門	名取土地改良区	382-5211
上 堀 サ イ フ ォ ン	菊 地 克 三	382-0180
太 夫 水 門	郷内 好彦	384-6290
大 釜 サ イ フ ォ ン	名取土地改良区	382-5211
野 田 分 水	名取土地改良区	382-5211
館 腰 承 水 路 樋 門	名取土地改良区	382-5211
九 管 筒	太 田 薫	384-3828

市内の雨量観測所・水位観測所等

雨量観測所

	名 称	位 置	管理者	通報先	備考
1	中薬師	名取市高館川上	県仙台地方ダム総合事務所 (樽水ダム)	県河川課	
2	樽 水	名取市高館川上	県仙台地方ダム総合事務所 (樽水ダム)	県河川課	
3	上増田	名取市飯野坂	県仙台地方ダム総合事務所 (樽水ダム)	県河川課	
4	名 取	名取市下増田	仙台管区气象台	仙台管区气象台	

水位観測所

	河川名	名 称	位 置	管理者	通報先	備 考
1	増田川	中薬師	名取市 (高館川上)	県仙台地方ダム総合事務所 (樽水ダム)	県河川課	
2	増田川	上増田	名取市 (飯野坂)	県仙台地方ダム総合事務所 (樽水ダム)	県河川課	
3	川内沢川	館腰橋	名取市 (植松)	県仙台土木事務所	県河川課	
4	名取川	余 方	名取市 (高館熊野堂)	国土交通省 仙台河川国道事務所	東北地方 整備局	
5	名取川	閑上第二	名取市 (閑上)	国土交通省 仙台河川国道事務所	東北地方 整備局	
6	五間堀川	町 田	名取市 (本郷)	国土交通省 仙台河川国道事務所		

危機管理型水位計（宮城県知事管理分）

	河川名	名 称	位 置	備 考
1	川内沢川	植 松	名取市	植松四丁目（河内踏切付近）
2	川内沢川	川内沢橋	名取市	愛島笠島字北南沢（川内沢橋付近）
3	志賀沢川	愛島北目南田	名取市	愛島北目字南田（北目原橋水道橋付近）
4	増田川	美田園	名取市	美田園五丁目（毘沙門橋付近）

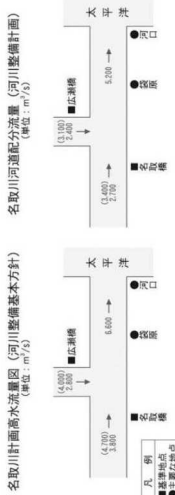
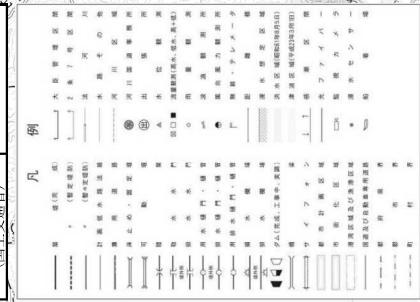
※危機管理型水位計とは

従来の水位計と異なり、河川の水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。水位情報は、国土交通省で運用するウェブサイト「川の防災情報」で表示され、リアルタイムで川の水位が確認できる。

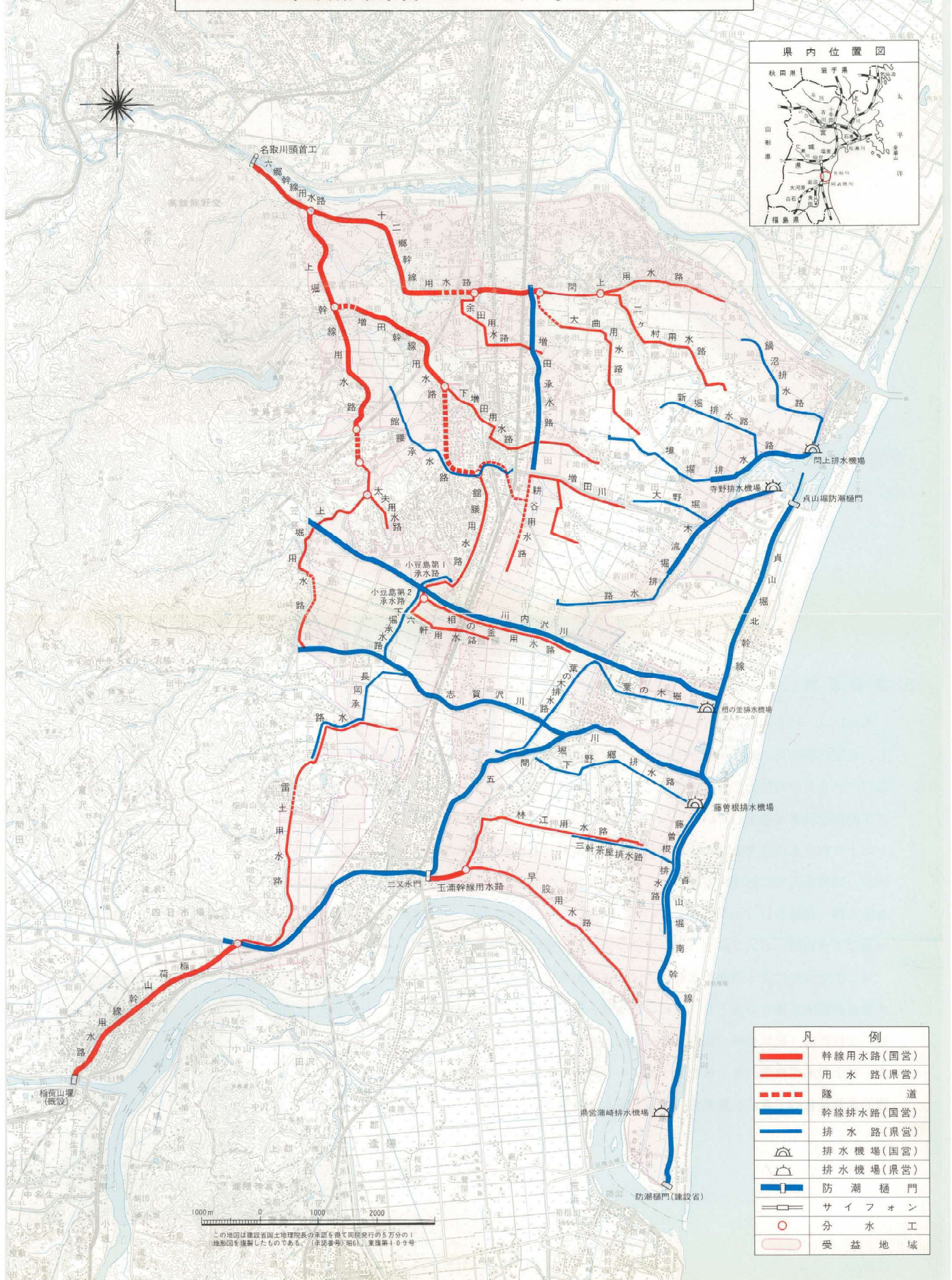
簡易型河川監視カメラ（宮城県知事管理分）

	河川名	設置箇所	位 置	備 考
1	川内沢川	植 松	名取市	植松四丁目（河内踏切付近）
2	川内沢川	川内沢橋	名取市	愛島笠島字北南沢（中ノ沢集会所付近）
3	川内沢川	植松字新橋	名取市	植松字新橋（館腰橋付近）
4	増田川	杉ヶ袋	名取市	杉ヶ袋（毘沙門橋付近）
5	志賀沢川	愛島北目上原	名取市	愛島北目字上原（北目原橋水道橋付近）

(令和8年3月)

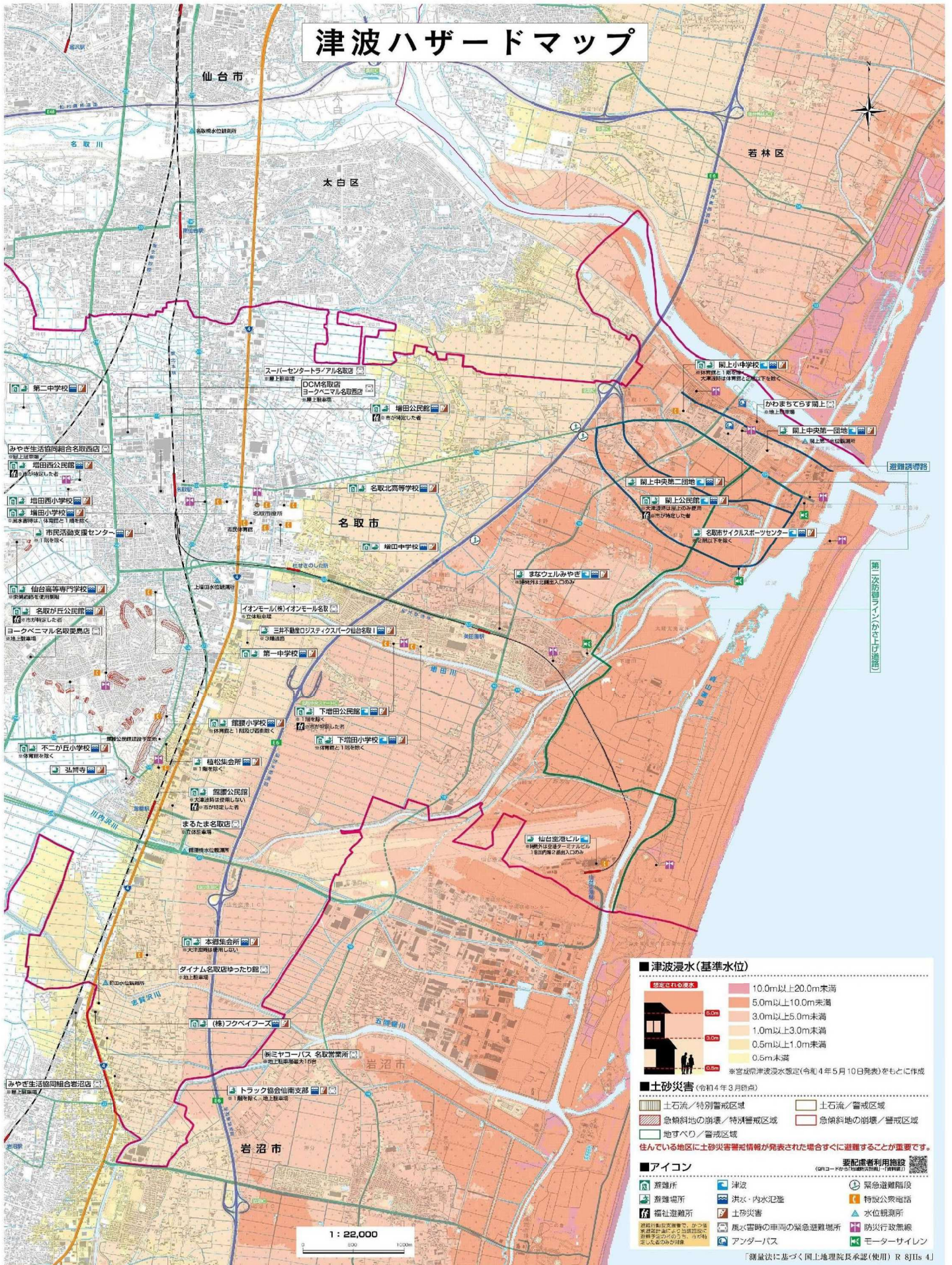


名取川地区国営附帯県営かんがい排水事業計画一般平面図



凡 例	
—	幹線用水路(国営)
—	用水路(県営)
---	隧
—	幹線排水路(国営)
—	排水路(県営)
	排水機場(国営)
	排水機場(県営)
	防潮樋門
	サイフォン
	分水工
	受益地域

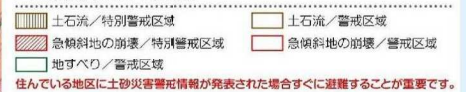
津波ハザードマップ



津波浸水(基準水位)



土砂災害(令和4年3月時点)



アイコン

